

## 特許権侵害訴訟の和解成立に関するお知らせ

平成26年4月2日  
アテナ工業株式会社

当社がリスパック株式会社（本社 岐阜市）に対し、同社の製品が当社の特許権（特許第4727154号）を侵害するとして提起していました訴訟について、平成26年2月12日、東京地方裁判所において和解が成立しました。  
(全和解条項の要約は別紙参照)

リスパック株式会社からは、同訴訟に対して特許庁に無効審判が申し立てられ、一旦、当社の当該特許権が無効である旨の審決がなされましたが、その後に上級審である知的財産高等裁判所において、当社特許権を無効とする理由はない旨の心証が開示されました。

この知的財産高等裁判所の判断を受け、リスパック株式会社からは、

- ・ 本裁判の対象製品を、今後、製造、販売しないこと（和解条項1）
- ・ 本件特許の無効を求める訴え（無効審判請求）を取り下げること（同3）
- ・ 今後一切、本件特許の有効性を争わないこと（同5）

についての同意がありました。

当社はこれにより、本訴訟の主要な目的は達成できるものと判断し、

- ・ 本件については、特許権を行使しないこと（和解条項2）
- ・ 無効審判請求の取り下げを受け、特許を無効とした審決の取消請求を取り下げる（同4）
- ・ その他の請求（損害賠償）を放棄すること（同6）

に同意して和解に応じ、本件訴訟を終了しました。

なお、一部に当社が上記訴訟を取り下げた、との事実誤認によるものと思われる発表および報道がありましたが、本訴訟は前述のとおり、裁判上の和解により終了しており、当社による上記訴訟取り下げの事実はありません。

また訴訟終了の結果、本件特許は引き続き有効に存続しています。

当社は今後とも、自らは他社の知的財産権を尊重するとともに、自社の知的財産権の保護には毅然とした態度で対応してまいります。

以上

(別紙)

和解条項（全項目要約）

（※原告＝アテナ工業株式会社 被告＝リスパック株式会社）

1. 被告は、今後、(当該の)被告製品を製造、販売しない。
2. 原告は、被告に対し、(当該の)原告特許権を行使しない。
3. 被告は、原告特許権にかかる無効審判請求を取り下げ、原告は、これを承諾する。
4. 原告は、被告が前項の無効審判請求を取り下げた後、(当該特許に関わる)審決取消請求を取り下げ、被告は、これに同意する。
5. 被告は、今後一切、原告特許権の有効性を争わない。
6. 原告は、その余の請求を放棄する。
7. 原告と被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるものほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
8. 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上